

平成28年度

定期監査報告書

とがち広域消防事務組合
監査委員

十消監査第34号
平成29年3月29日

とちち広域消防事務組合
組合長 米 沢 則 寿 様
とちち広域消防事務組合
議長 小 森 唯 永 様

とちち広域消防事務組合
監査委員 林 伸 英

定期監査報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成28年度に実施した定期監査について、その結果を同条第9項の規定により提出します。

定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、次のとおり定期監査を実施した。

第1 監査の項目

資金前渡事務の執行状況について

第2 監査の目的

資金前渡事務について、関係する法令などに基づき事務処理が行われているか監査を行い、今後の適正な事務の執行に資することを目的とした。

第3 監査の対象

事務局、消防局

第4 監査の範囲及び方法

1 範囲

平成28年4月1日から平成28年10月31日までに執行された資金前渡事務

2 方法

調書の提出を受けたうえで抽出により関係書類の提出を求め、これらの書類を審査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を受けるなどの方法により監査を行った。

第5 監査の着眼点

- 1 資金前渡の支出負担行為は適正か。
- 2 前渡資金の受領及び保管は適正か。
- 3 前渡資金の債権者への支払いは適正か。
- 4 資金前渡の精算は適正に行われているか。

第6 監査の期間

平成28年11月24日から平成29年3月27日まで

第7 監査の結果

資金前渡事務の執行状況について、着眼点に沿って監査を実施した結果、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善を要する事務処理があったので、特記事項として記載する。

1 戻入事務の遅延

手数料の執行にあたり、支払後の残額を2週間後に戻入しているものがあった。

2 支出方法

交際費の執行にあたり、支払日までに資金前渡を行っていないものがあった。

第8 監査結果に関する意見

監査の結果、資金前渡事務に関して一部に誤りがありましたが、おおむね適正に執行されていました。

資金前渡は、特定の経費について職員に現金払をさせる制度であり、現金を直接取り扱うことから事故が起こりやすく、その管理は、厳格に行う必要があります。

今後とも、法令等に基づき適正な事務の執行に努められますよう期待いたします。

【資料】

資金前渡事務の執行状況

(単位:件)

項目 対象課・署	対象 件数	抽出 件数	報償費	交際費	消耗品 費	燃料費	通信 運搬費	手数料	保険料	使用料 及び 賃借料	負担金	公課費
			組合事務局	0	0							
消防局総務課	17	3		2								1
消防局消防課	4	1				1						
消防局救急救助課	0	0										
消防局情報指令課	0	0										
消防局予防課	0	0										
帯広消防署	10	2						1				1
音更消防署	12	3						1				2
士幌消防署	9	2								1		1
上士幌消防署	13	3			1					1		1
鹿追消防署	10	2						1				1
新得消防署	24	5	1		1				1			2
清水消防署	32	5		1			1		1	1		1
芽室消防署	12	3		1								2
中札内消防署	5	2						1				1
更別消防署	2	1										1
大樹消防署	3	1										1
広尾消防署	7	2			1							1
幕別消防署	29	5					1			3		1
池田消防署	18	3								1		2
豊頃消防署	7	2					1					1
本別消防署	8	2										2
足寄消防署	9	2										2
陸別消防署	10	2										2
浦幌消防署	5	3		1						1		1
計	246	54	1	5	3	1	3	4	2	8	20	1